

会員福祉給付について（日本歯科衛生士会）

日本歯科衛生士会

給付の種類	給付対象者	給付事由	給付の内容	申請書様式	添付の証明書
弔慰金	会員	会員死亡	会員歴10年未満 20,000円	様式-1 (会員死亡)	都道府県歯科衛生士 会長の証明書
			会員歴10年以上 30,000円		
災害見舞金	会員	床上浸水	5,000円	様式-2 (会員災害)	同上
		家屋全半壊	10,000円		
		家屋全半焼			
		被災地が「災害救助法」の適用地域である場合は 特例措置を適用する			
入院見舞金	会員	会員が療養のため 入院した場合	1週間以上 10年未満 5,000円	様式-3 (会員入院)	同上
			〃 10年以上 7,000円		
			1ヶ月以上 10年未満 10,000円		
			〃 10年以上 15,000円		
弔電	会員	会員死亡	都道府県会長の申請により弔電を送ることができる		

日本歯科衛生士会 定款（P51 参照）

歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険

日本歯科衛生士会員のために発足した制度で、会員のみを対象としています。
安心して歯科衛生士として業務が行えるようにリスクを補償。

- ・歯科衛生士の業務中に生じる賠償責任
- ・歯科衛生士自身のケガや日常生活上の様々なリスク補償

日本歯科衛生士会認定セミナー『在宅療養指導・口腔機能管理』『糖尿病予防指導』『医科歯科連携・口腔機能管理』の各コースを受講するためには、本保険制度の歯科衛生士賠償責任保険または勤務先等にて賠償責任保険に加入していることが条件となっています。

詳細は日本歯科衛生士会 HP からご確認ください。 <https://www.tmn-agent.com/matsuohokenservice/>

傷害総合保険加入について（広島県歯科衛生士会）

- 対 象** 本会の業務に出務する会員の歯科衛生士
(企業健診・集団健診・街頭 PR 等の歯科衛生士会事業・広島県歯科衛生士会構成員にかかる傷害保険)
- 内 容** 出務時とその通勤時（正規のルート）に起きた、本人のけがに対して保険金が支払われる。
対人・対物等の損害賠償責任補償はありません。
※損害賠償に関しては、日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険」の制度をご活用ください。

保険内容

1日当り最大稼働人数	10名
死 亡	100万円
後遺障害	4～100万円
入 院	1500円/1日
手術保険金 入院時	15000円
手術保険金 外来時	7500円
通 院	1000円/1日
入院支払 限度日数	1000日
通院支払 限度日数	ケガをして1000日以内の内の90日支払い
保険料（年間）	23,200円

- 3. 事故発生時** 派遣担当者より当日の名簿を、本会に提出してもらう。（25日以内）
当事者には、病院の領収書を保険金の振込先を明記の上、本会に提出して頂く。（180日以内）
後日、保険会社より保険金が振り込まれる。
- 4. 保 険 料** 本会が負担する。
- 5. 対 象 外** 介護保険金（事故により重度後遺障害が生じた場合）
被害事故補償保険（第三者による加害を目的とする事故又はひき逃げ事故）
天災（地震、噴火、津波等による事故）